

第 39 号議案

神戸アートビレッジセンター条例の一部を改正する条例の件

神戸アートビレッジセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 13 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸アートビレッジセンター条例の一部を改正する条例

神戸アートビレッジセンター条例（平成 8 年 4 月条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>新開地アートひろば条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第 1 条 市民を取り巻く芸術その他の文化の発展を図るとともに、地域の振興に寄与するため、<u>子どもをはじめとするあらゆる世代の人々の交流による芸術その他の文化の創造、育成及び情報発信の拠点として新開地アートひろば</u>（以下「<u>ひろば</u>」という。）を設置する。</p> <p>（位置）</p>	<p><u>神戸アートビレッジセンター条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第 1 条 市民を取り巻く芸術その他の文化の発展を図るとともに、地域の振興に寄与するため、芸術その他の文化の創造、育成及び情報発信の拠点として<u>神戸アートビレッジセンター</u>（以下「<u>センター</u>」という。）を設置する。</p> <p>（位置）</p>

第2条 ひろばの位置は、次のとおりとする。

神戸市兵庫区新開地5丁目3番14号

(事業)

第3条 ひろばにおいては、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1)～(3) [略]

(施設)

第4条 ひろばに次に掲げる施設を置く。

(1) [略]

(2) 多目的稽古場

(3)～(7) [略]

(使用の許可)

第5条 施設（前条第7号の施設を除く。第8条において同じ。）又はその附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、ひろばの管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可にひろばの管理運営上必要な条件を付し、

第2条 センターの位置は、次のとおりとする。

神戸市兵庫区新開地5丁目3番14号

(事業)

第3条 センターにおいては、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1)～(3) [略]

(施設)

第4条 センターに次に掲げる施設を置く。

(1) [略]

(2) 視聴覚ホール

(3) 多目的稽古場<sup>けい</sup>

(4)～(8) [略]

(使用の許可)

第5条 施設（前条第8号の施設を除く。第8条において同じ。）又はその附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、センターの管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可にセンターの管理運営上必要な条件を付

又はこれを変更することができる。

(許可の基準)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可をしてはならない。

(1) [略]

(2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。

(3) [略]

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可をしないことができる。

(1) ひろばの管理運営上支障があると認められるとき。

(2) [略]

(利用料金)

第9条 指定管理者にひろばの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として收受させる。

2～5 [略]

(許可の取消し等)

第12条 [略]

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し前項に規定する処分をすることができる。

し、又はこれを変更することができる。

(許可の基準)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可をしてはならない。

(1) [略]

(2) 施設又はその附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。

(3) [略]

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可をしないことができる。

(1) センターの管理運営上支障があると認められるとき。

(2) [略]

(利用料金)

第9条 指定管理者にセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として收受させる。

2～5 [略]

(許可の取消し等)

第12条 [略]

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し前項に規定する処分をすることができる。

(1) ひろばの管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。

(2) [略]

(入館の制限等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、ひろばへの入館を拒絶し、又はひろばからの退館を命ずることができる。

(1)～(3) [略]

(4) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある者

(5) [略]

(行為の禁止)

第14条 何人もひろば内において、ひろばの管理上支障がある行為で規則で定めるものをしてはならない。

(立入り等)

第15条 指定管理者は、ひろばの管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(損害の賠償等)

第17条 ひろば内において、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその

(1) センターの管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。

(2) [略]

(入館の制限等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を拒絶し、又はセンターからの退館を命ずることができる。

(1)～(3) [略]

(4) 施設又はその附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある者

(5) [略]

(行為の禁止)

第14条 何人もセンター内において、センターの管理上支障がある行為で規則で定めるものをしてはならない。

(立入り等)

第15条 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(損害の賠償等)

第17条 センター内において、施設又はその附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に

損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第18条 市長は、次に掲げるひろばの管理に関する業務を指定管理者に行わせるものとする。

(1) [略]

(2) ひろばの利用及びその制限に関する業務

(3) ひろばの維持管理に関する業務

(4) [略]

2 [略]

(施行細目の委任)

第19条 ひろばの使用時間及び休館日その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 [略]

(指定管理者不在等期間におけるひろばの管理に関する業務)

2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時(以下「指定管理者不在等開始時」という。)からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間

回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第18条 市長は、次に掲げるセンターの管理に関する業務を指定管理者に行わせるものとする。

(1) [略]

(2) センターの利用及びその制限に関する業務

(3) センターの維持管理に関する業務

(4) [略]

2 [略]

(施行細目の委任)

第19条 センターの使用時間及び休館日その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 [略]

(指定管理者不在等期間におけるセンターの管理に関する業務)

2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時(以下「指定管理者不在等開始時」という。)からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間

(以下「指定管理者不在等期間」という。)における第5条第1項及び第2項、第6条、第7条第1項及び第2項、第8条、第10条第1項、第12条第1項及び第2項、第13条、第15条並びに第16条第2項の規定の適用については、第5条第1項中「ひろばの管理について地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)」とあるのは「市長」と、第5条第2項、第6条、第7条第1項及び第2項、第8条、第10条第1項、第12条第1項及び第2項、第13条、第15条並びに第16条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3、4 [略]

(以下「指定管理者不在等期間」という。)における第5条第1項及び第2項、第6条、第7条第1項及び第2項、第8条、第10条第1項、第12条第1項及び第2項、第13条、第15条並びに第16条第2項の規定の適用については、第5条第1項中「センターの管理について地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)」とあるのは「市長」と、第5条第2項、第6条、第7条第1項及び第2項、第8条、第10条第1項、第12条第1項及び第2項、第13条、第15条並びに第16条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3、4 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							
別表（第9条関係）							
(1) 多機能ホール、多目的稽古場、スタジオ、工房、ギャラリー及び会議室の利用料金							
施設の名称	使用区分	利用料金					
		使用時間	午前 (午前10時から午後0時30分まで)	午後 (午前1時30分から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)	午前・午後 (午前10時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時30分から午後10時まで)
多機能ホール	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
多目的稽古場	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
工房	1人につき	900円	1,300円	1,400円	2,000円	2,400円	3,100円
ギャラリー		1日につき4,500円					
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
備考							
1 使用者が多機能ホール、多目的稽古場、スタジオ、工房、ギャラリー又は会議室を使用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときの利用料金の額は、この表に規定する額にそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。							

改正前								
別表（第9条関係）								
(1) 多機能ホール、視聴覚ホール、多目的稽古場、スタジオ、工房、ギャラリー及び会議室の利用料金								
施設の名称	使用区分	利用料金						
		使用時間	午前 (午前10時から午後0時30分まで)	午後 (午前1時30分から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)	午前・午後 (午前10時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時30分から午後10時まで)	終日 (午前10時から午後10時まで)
多機能ホール	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
視聴覚ホール	平日	5,000円	6,000円	7,000円	10,000円	12,000円	16,000円	
	土曜日、日曜日及び休日	6,000円	7,000円	8,000円	12,000円	14,000円	18,000円	
多目的稽古場	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
工房	1	1,100円	1,600円	1,800円	2,400円	3,000円	3,800円	
	2	シルクスクリーン印刷機（セミオート式）を使用するとき。	1,800円	2,600円	2,900円	4,000円	4,900円	6,200円
		シルクスクリーン印刷機（手刷り式）を使用するとき。	900円	1,300円	1,400円	2,000円	2,400円	3,100円
ギャラリー	全面	1日につき4,500円						
	半面	1日につき2,250円						
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
備考								
1 使用者が多機能ホール、視聴覚ホール、多目的稽古場、スタジオ、工房、ギャラリー又は会議室を使用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときの利用料金の額は、この表に規定する額にそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。								

(1) 入場者から3,500円を超える入場料、受講料その他の対価を収受するとき。 200パーセント

(2) 営利を目的として使用するとき (自ら制作した作品を販売する場合で市長が特に認めるものを除く。)。 500パーセント

2 使用者が多目的稽古場を使用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときの利用料金の額は、この表に規定する額にそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1)、(2) [略]

3 使用者が多機能ホールを使用する場合において、練習、準備、撤去等のために使用するときの利用料金の額は、この表に規定する額に50パーセントを乗じて得た額とする。

4 使用者が多機能ホールを使用する場合において、許可された使用時間以外の時間を使用した場合の超過利用料金の額は、30分につき4,300円とする。  
この場合において、30分未満の端数は、30分として計算する。

5 [略]

(2) [略]

(1) 入場者から2,500円以上の入場料、受講料その他の対価を収受するとき。 200パーセント

(2) 営利を目的として使用するとき。 500パーセント

2 使用者が多機能ホール、視聴覚ホール又は多目的稽古場を使用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときの利用料金の額は、この表に規定する額にそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1)、(2) [略]

3 許可された使用時間以外の時間を使用した場合の超過利用料金の額は、30分につき、次の各号に掲げる施設の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、30分未満の端数は、30分として計算する。

(1) 多機能ホール 4,300円

(2) 視聴覚ホール 1,800円

4 [略]

(2) [略]

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の新開地アートひろば条例（以下「新条例」という。）を施行するために必要な新開地アートひろばに係る新条例第 5 条第 1 項の許可、新条例第 9 条第 1 項の利用料金の収受その他必要な行為は、この条例の施行の日前においても、新条例の規定の例によりすることができる。

## 理 由

神戸アートビレッジセンターの機能を変更する等に当たり、条例を改正する必要があるため。